

貨物船等による乗り揚げ海難防止防止について

このたび第三管区海上保安部長より標記について、別紙の通り注意喚起の来報がありましたのでご案内致します。

*AIS（船舶自動識別装置）は、500総トン以上の船舶について、来年1月より搭載が義務づけられている。



三交安第112号

平成19年11月5日

全国海運組合連合会 殿

第三管区海上保安本部長



貨物船等による乗揚げ海難防止について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

各位におかれましては、平素から海上保安行政につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月、当管区内において貨物船による連続した3件の乗揚げ海難が発生しました。

幸い人命に異常もなく大規模な事故に至っていないものの、今般の事案に限らず同種海難が発生した場合、船体、油、積荷の流出等によって、尊い人命はもとより海上交通の安全にも甚大な影響を及ぼすことが危惧されます。

これらの海難原因につきましては、現在調査中ではありますが、当管区内における過去の同種海難の統計を見ましても、見張り不十分、船位不確認、居眠り等、基本的な船員の常務を怠ったことによるものが、その原因のほとんどを占めている状況にあります。

当本部におきましても、海難防止講習会・訪船指導等あらゆる機会をとらえ、安全運航にかかる啓発活動に力を注いで参りますが、各位におかれましてもこれら一連の乗揚げ海難の発生に鑑み、同種海難原因として挙げました安全運航のための基本的な事項の遵守につきまして、改め

て、貴傘下の関係船舶並びに関係者への注意喚起及び指導をお願いいたします。

また、当管区の組織である東京湾海上交通センターにおいては、管内沿岸域を航行するA I S (船舶自動識別装置) 搭載船に対し、乗揚げ危険防止・気象情報等を文字情報として提供しているところであり、A I S を適切に運用することにより、更なる安全運航が期待できるものと考えております。このことから、A I S 搭載義務船舶で現在未装着である船舶にあっては、可能な限り早期搭載をお願いし、運航者に対し正確なA I S 運用を行い情報の把握に努めていただくよう、適切なお指導をお願いいたします。